

第 2 回 決 済 高 度 化 官 民 推 進 会 議

經 濟 產 業 省 說 明 資 料

平 成 2 9 年 1 月

經 濟 產 業 省

1 – 1. FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合（FinTech検討会合） 開催趣旨

- 平成28年7月からこれまで5回開催し、FinTechが経済社会に与えるインパクトやFinTechに関する課題、今後の政策の方向性等に関し、経営者等ハイレベルな視点から以下のような論点について議論。
- 本検討会合以前に実施したFinTechに関わる実務家や有識者による議論等も踏まえ、今冬に、FinTechに関する総合的な報告・提言を取りまとめ、公表する予定。

<検討テーマ>

- ① FinTechが経済・社会に与えるインパクトをどう理解すべきか。
 - ・ グローバルな動向、日本の文脈と国際比較（社会課題・潜在／顕在ニーズ）等
- ② FinTechが経済・産業の発展につながるために解決すべき課題は何か。
 - ・ ビジネス環境、競争・協調環境、情報活用、ITシステム、技術、イノベーション等
- ③ 課題を克服するために必要な官民の取組はどうあるべきか。
 - ・ 政策・制度など環境整備、民間における取組み等

1 - 2. FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合（FinTech検討会合） 参加者名簿

伊佐山 元	株式会社WiL 共同創業者CEO
岩下 直行	日本銀行 決済機構局FinTechセンター長
太田 純	株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
翁 百合	株式会社日本総合研究所 副理事長
櫻田 謙悟	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 グループCEO取締役社長
辻 庸介	新経済連盟幹事・FinTech PTリーダー 兼 株式会社マネーフォワード 代表取締役CEO
二村 浩一	山下・柘・二村法律事務所 弁護士
浜川 一郎	株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長
別所 直哉	日本IT団体連盟 専務理事
増島 雅和	一般社団法人金融革新同友会FINOVATORS 代表理事 兼 森・濱田松本法律事務所パートナー
丸山 弘毅	一般社団法人FinTech協会 代表理事 兼 株式会社インキュリオン 代表取締役
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科 教授 兼 金融教育研究センター フィンテック研究フォーラム代表

（事務局）

福本 拓也	経済産業省 経済産業政策局 産業資金課長
-------	----------------------

（オブザーバー）

金融庁

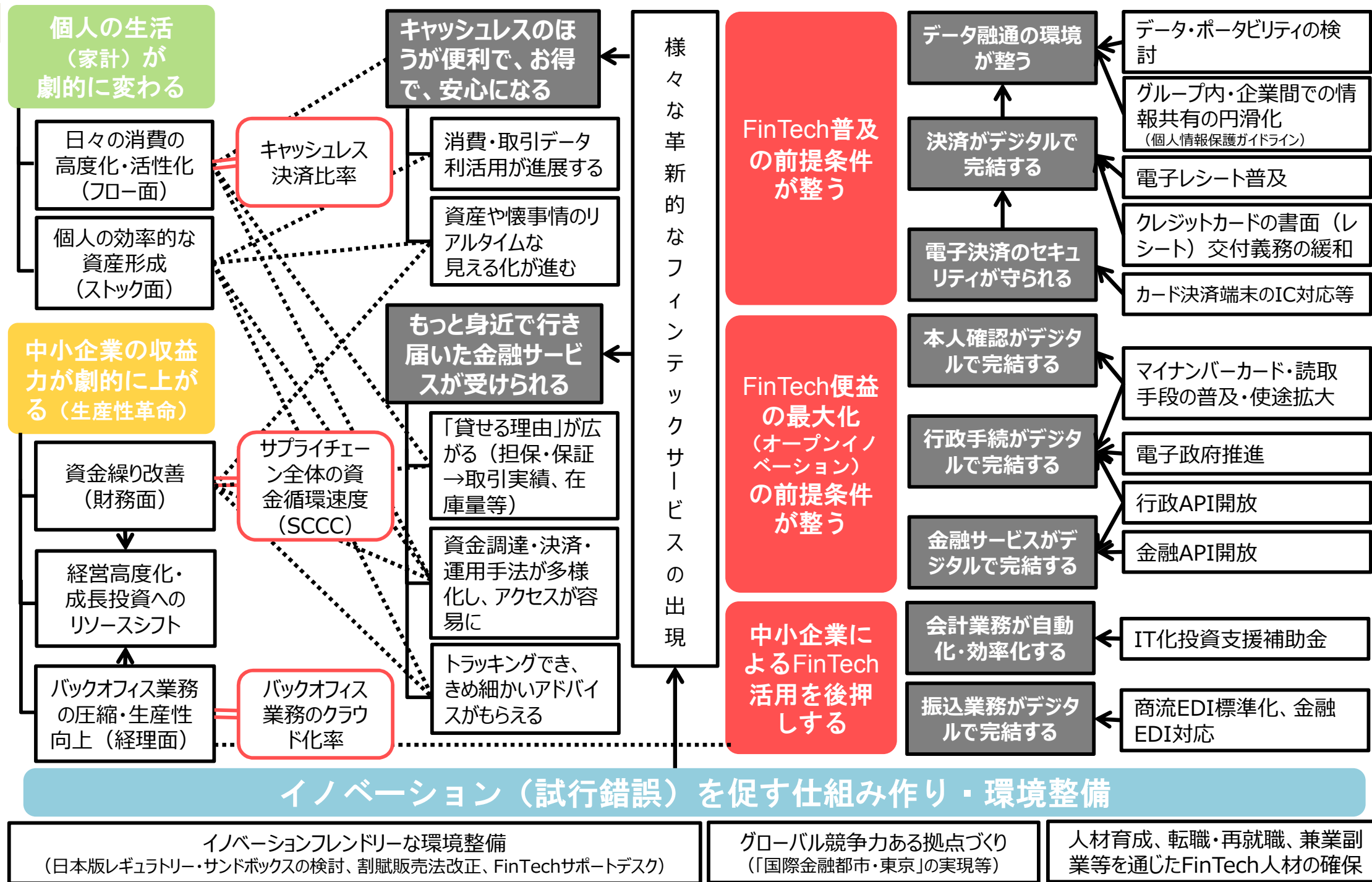
2. FinTechビジョンの方向性

- ①FinTech時代における経済・社会の具体的な未来像を国民にとって分かりやすく示すとともに、②その未来像を実現するための課題や必要な対応・施策を提示。
- 「FinTech研究会」及び「FinTech検討会合」における議論のみならず、これらのメンバー等から幅広く意見を頂きながら作成。

【構成（案）】

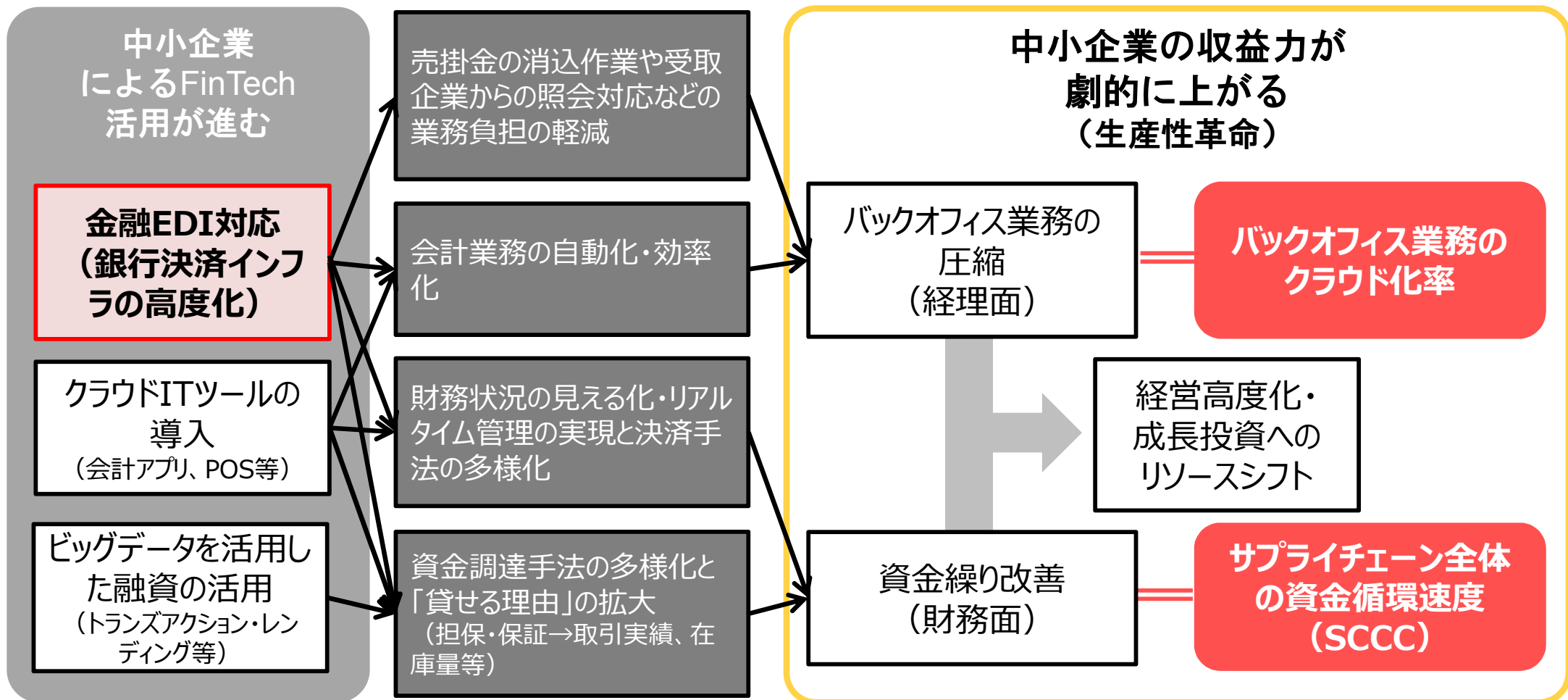
1. FinTech の捉え方
2. FinTech がもたらす将来社会像
3. FinTechによる経済的・社会的効果
4. FinTech が経済・産業の発展につながるための課題・必要な取組・政策的対応

3. FinTech社会の実現に向けた道筋



4. 金融EDI対応などを通じた中小企業の収益力向上に向けて

- 金融EDI対応は、中小企業によるFinTech活用促進に不可欠な基盤のひとつ。
- FinTechが普及することで、財務・経理の自動化・効率化・リアルタイム管理が実現し、企業の資金調達・決済手法も多様化すると、中小企業の収益力は劇的に向上する。



5 - 1. 中小企業業務のIT化状況

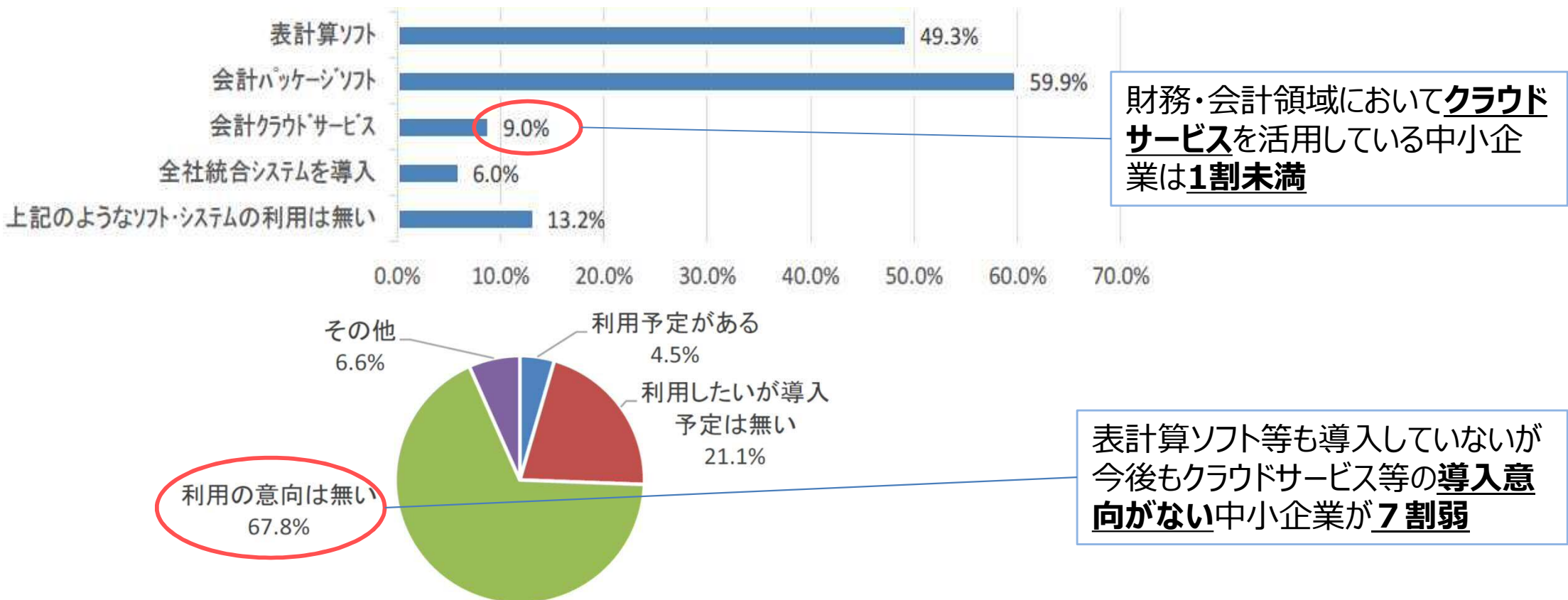
- 中小企業では、給与、経理業務といった内部管理業務向けのパッケージの導入は半数未満であり、収益に直結する、調達、販売、受発注管理については、3割未満の企業による導入に留まっている。

単位 (%)	一般 オフィスシステム (Word、Excel 等)	電子メール	給与、経理業務 のパッケージソフト	調達、生産、 販売、会計など の基幹業務統合 ソフト (ERP等)	電子文書 (注文・請求書) での商取引や 受発注情報管理 (EDI)	グループウェア (スケジュール・ 業務情報共有や コミュニケーション)
全体	55.9	54.1	40.3	21.5	18.5	12.2
製造業	58.6	61.8	44.1	23.9	23.1	12.3
飲食業	35.7	34.8	33.2	11.6	9.1	8.5
飲食以外の小売業	46.1	44.1	30.1	22.8	18.0	9.6
卸売業	58.1	58.9	39.6	29.9	27.1	13.3
建設業	58.0	60.6	35.8	16.7	17.0	8.0
運輸業	51.2	42.3	41.8	20.4	15.7	9.6
医療法人として行う医療業	45.1	32.7	40.7	14.2	9.7	4.4
上記以外の医療業	52.6	31.6	31.6	31.6	21.1	15.8
社会福祉法人として行う福祉業	67.7	46.2	55.9	29.0	11.8	10.8
上記以外の福祉業	62.7	47.1	39.2	21.6	15.7	16.7
宿泊業	59.7	60.2	47.7	27.8	12.5	6.3
その他サービス業	65.8	63.0	42.3	19.9	18.5	21.7

(出典) 中小企業・小規模事業者の経営課題に関するアンケート調査 (全国中小企業取引振興協会 (2016))

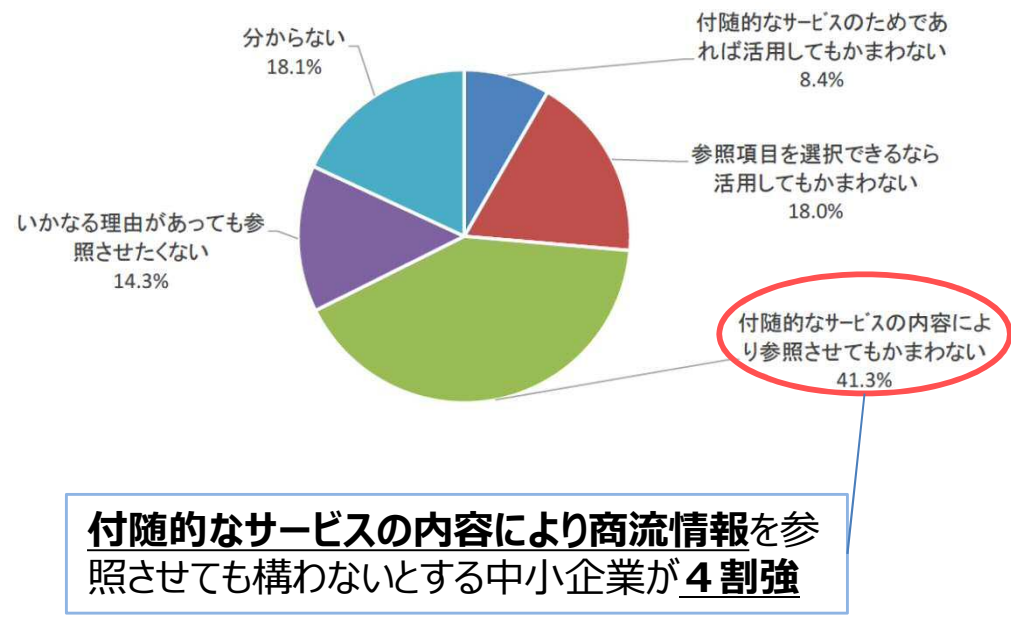
5-2. 中小企業のバックオフィス業務におけるクラウドサービス利用状況

- さらに、財務・会計領域において最先端のクラウドサービスを活用している中小企業は1割未満で、今後も導入意向がない中小企業は7割弱に上る。
- これら業務のクラウド化は全ての I o T インフラの基盤となるものであり、遅れている中小企業のバックオフィス業務システム改革にはこれらクラウドサービスの普及が必須。

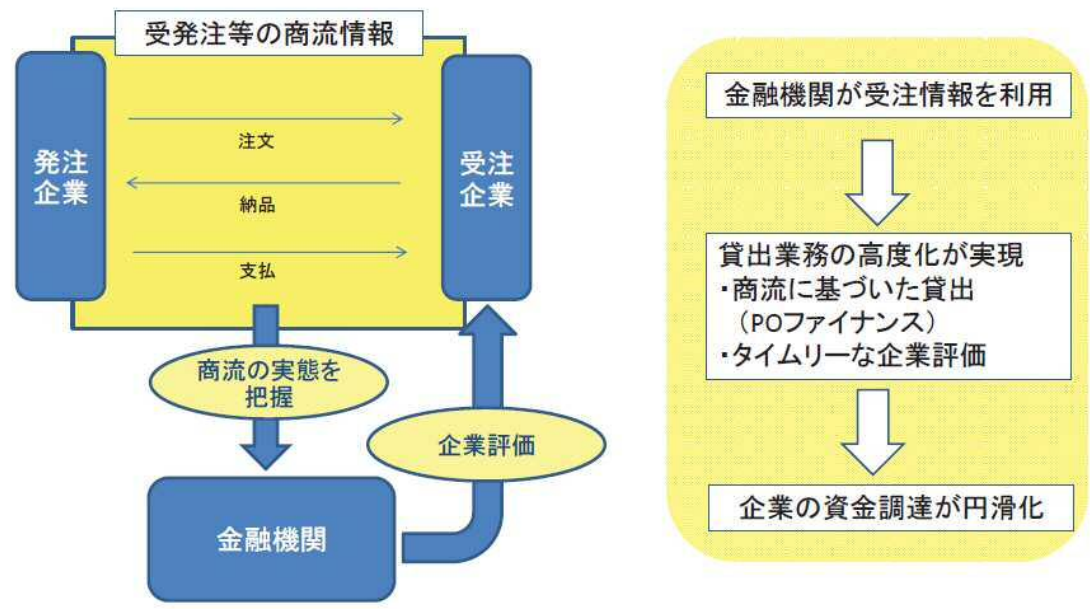


5 - 3. 商流情報を活用したファイナンスへの期待と可能性

- 付随的なサービスの提供を目的とした商流情報の活用について、「付随的なサービスの内容により商流情報を参照させても構わない」等前向きな回答が多く、金融機関による企業の収益性・生産性向上に資するようなサービスの展開が期待される。
- 具体的には、受発注情報等の商流情報を活用した融資・企業評価等による企業の資金調達円滑化等が期待される。



【参考】受発注情報の活用イメージ



<出所：中小企業庁『決済事務の事務量等に関する実態調査』
(株) 帝国データバンク、平成28年10月>

<出所：『企業の受注情報の貸出業務への活用可能性の検討-受注情報を用いた企業評価というFinTech的試みと事例研究-』
日本銀行、平成28年9月>

6-1. 金融EDIにおける商流情報等のあり方検討会議の議論について

- 日本再興戦略2016においては、「2020年までを目途に金融EDIの実現に向けた取組を進める」とされ、その中で「産業界及び経済産業省において、金融EDIに記載する商流情報の標準化について、本年中に結論を出す」とこととされた。
- 2016年8月に経産省・中企庁にて「金融EDIにおける商流情報等のあり方検討会議」を設置し、金融EDI標準化を契機とした商流EDIの業界間連動を通じた中小企業等の経営力の強化や生産性向上・資金効率向上を実現すべく、検討を実施。

○検討事項

- ①中小企業の業務実態やFinTechの動きも踏まえた潜在的・顕在的ニーズを把握すべく実施するアンケート調査結果を分析、検討。
- ②国連CEFACTにおける標準なども参照しながら、金融EDI情報として最低限格納すべき項目やその方法を検討。
- ③昨今の技術革新等を受けた決済高度化に向けた動向についても産業界として必要な議論・検討を行う。

○メンバー

【委員】

イオンアイビス(株) (株)NTTデータ 花王(株) (公社)経済同友会
小島プレス工業(株) (一社)コンピュータソフトウェア協会
(一社)サプライチェーン情報基盤研究会 (一社)新経済連盟
全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 日本商工会議所
富士通(株) 武州工業(株) (一財)流通システム開発センター

【オブザーバー】

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
農林水産省経営局金融調整課 (一社)全国銀行協会
日本銀行金融機構局金融高度化センター (一社)日本経済団体連合会

【事務局】

経済産業省経済産業政策局産業資金課
中小企業庁経営支援部技術・経営革新課
中小企業庁事業環境部金融課

6-2. 金融EDI情報として格納すべき商流情報の整理について

- 金融EDI情報として格納すべき商流情報の整理に際しては、これまでEDI情報を活用したことのない事業者が多数存在することを念頭に項目を区分。
- そのような事業者でも利用することで比較的少ない手間で業務の効率化を図れるであろう項目を「最低限必要な項目」として整理。金融・ITネットワークシステムにおける「中小企業等が簡便に利用できる仕組み」の検討にあたっては、「最低限必要な項目」を踏まえることが期待される。

金融EDI情報として格納すべき商流情報の整理

最低限必要な項目

・・・EDI情報を活用したことのない事業者でも利用することで比較的少ない手間で業務効率化を図れるであろう項目

①支払通知番号（※）、②支払通知発行日（※）③請求書番号、④支払人企業法人コード

（※）支払対象債務・支払日・支払金額・支払方法（振込か電債か）を通知する文書に付すもの。該当する文書が存在しない場合は記載せず、金融機関側で自動付番（振込みの際に使われている既存の受付番号等を利用）。

管理上利用する項目

・・・業界毎のEDIとの連携等で利用する項目

IT化推進による事務合理化に必要と思われる項目

・・・最低限必要な項目以外のうち、IT化推進による事務合理化に資するとの声が多かった項目

利用可能とすべき項目

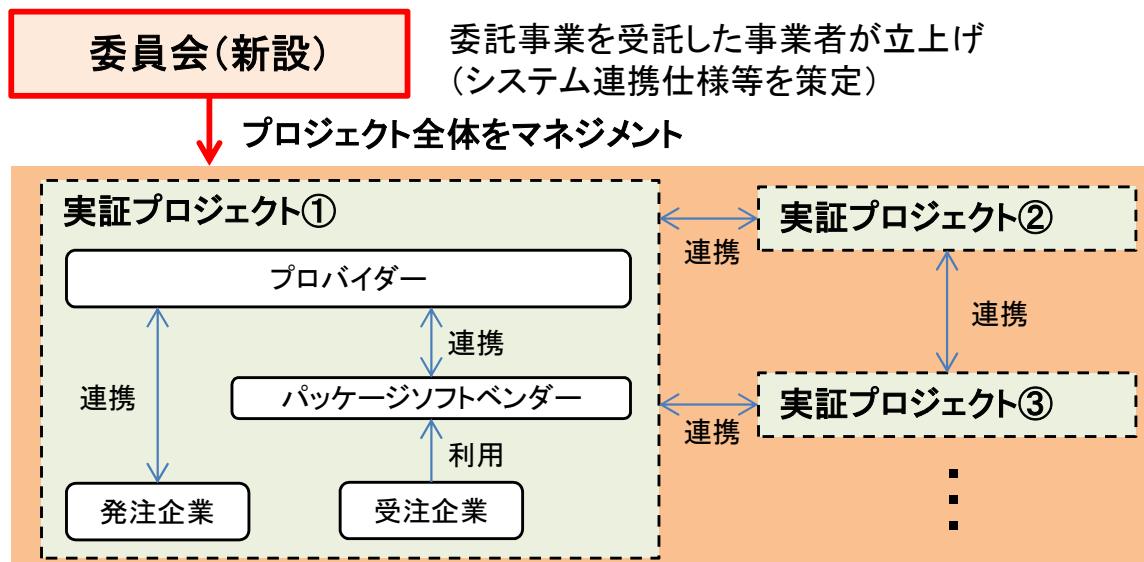
・・・上記以外で利用可能とすべきとの声があった項目

6-3. EDI普及に向けた今後の取組予定

- 今後は前述の検討結果に関する事業者のニーズの更なる把握と見直しを行う他、中小企業・小規模事業者等がメリットを享受するための方策等の検討を継続して実施する予定。
- また、商流EDIの標準化の観点では、中小企業庁にて、受発注業務のIT化をつなげる取組を平成28年度から開始。実証プロジェクト立ち上げにあたり、プロジェクト全体をマネジメントする委員会を設置し、事業終了後も当該委員会が自律的・継続的に業界の垣根を越えた商流情報の普及を実施していくスキームを展望。

○中小企業庁にて実施する業界の垣根を越えた商流EDIの実証事業イメージ

実証プロジェクト開始時



事業終了後

